

教育委員会会議録

(定例会)

令和8年2月12日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	令和8年2月12日(木)				
2	場	所	教育委員会室				
3	開	会	午後4時50分				
4	出	席	委員	教	育	長	竹
				教	育	長	居
				教	育	長	秀
				委	員		子
				委	員		大
				委	員		谷
				委	員		幸
							男
5	欠	席	委員				石
							田
							有
							世
							伊
							藤
							華
							英
							堀
							田
							香
							織
6	議	場	に出席した者	副	教	育	小
				副	教	育	山
				副	教	育	和
				副	教	育	也
				副	教	育	栗
				副	教	育	原
				副	教	育	章
				副	教	育	浩
				副	教	育	野
				副	教	育	津
				副	教	育	吉
				副	教	育	宏
				副	教	育	深
				副	教	育	津
				副	教	育	健
				副	教	育	太
				副	教	育	郎
				副	教	育	青
				副	教	育	木
				副	教	育	貴
				副	教	育	大
				副	教	育	原
				副	教	育	照
				副	教	育	光
				副	教	育	小
				副	教	育	出
				副	教	育	博
				副	教	育	康
				副	教	育	一
				副	教	育	輝
7	会	議	録署名委員	伊	藤	華	英

8 議事等の概要

竹居教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記 おりません。

竹居教育長 本日の会議録の署名委員は、伊藤委員にお願いいたします。
本日の議案については、報告第4号から第6号は人事に関する案件、「その他」は個人情報を取り扱う案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、報告第4号から第6号、「その他」は非公開となります。
会議の順番ですが、議案第8号、続いて非公開となる報告第5号から第6号、「その他」、報告第4号の順番で審議することといたします。

議案第8号 さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 それでは、議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 議案第8号「さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

議案書は1ページから7ページまでとなります。

概要につきましては、資料7ページの「さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の制定について」で御説明をさせていただきます。

「1. 概要」でございます。

本議案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正を踏まえた、さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

「2. 改正内容」でございます。

本改正は、特別支援教育に直接従事する教育職員（教員）に支給される給料の調整額について、資料の表のとおり見直すものでございます。

（１）の表が再任用以外の教員、（２）の表が再任用の教員となりますが、いずれも教育職給料表（１）の「４級」（校長）の「給料の調整額」を引き上げるものでございます。引上げ額は２００円又は１００円となります。今回の引上げは、文部科学省の施策に沿って全国人事委員会連合会が作成した、調整額表（モデル改正例）に準拠するものとなります。令和７年の給料の改定（ベースアップ）や教員の処遇見直しの一つである「管理職の本給加算」の状況を踏まえると、「４級」（校長）の金額のみ、若干引き上げる必要があるとのこととございます。

また、埼玉県にも対応を確認したところ、同様に連合会が作成した調整額表に準拠して改定を行うとのこととございました。

次に、「給料の調整額」について、ご説明をさせていただきます。これは、同じ給料表を適用されている職種の中でも、職務の複雑・困難の度合いが著しく特殊である場合に、給与上の特別の措置として講じられる給与です。給料表の額とは別に給料相当額として支給され、教員の場合は特別支援教育に直接従事する方に対して支給されます。

また、文部科学省が定める『特別支援教育に直接従事する教員』の範囲（支給対象）ですが、特別支援学校の教員、若しくは小・中学校の特別支援学級の担任とされています。従いまして、特別支援学校の管理職を含む全ての教員と、小・中学校の特別支援学級の担任が支給対象となります。

今回の見直しの対象は、教育職給料表（１）を適用される校長でございます。教育職給料表（１）は特別支援学校と高校の教員に適用されますので、特別支援学校の校長２名が引上げの対象となります。

次に、本定例会にてお諮りする理由でございます。今回の教員の処遇見直し等の状況を踏まえ、全国人事委員会連合会から各人事委員会に対して給料の調整額に関する調整額表が提供されたのが年末（１２／２６）でございました。給与条例に係る規則の改正については、事前に市人事委員会との協議を行う必要がありますが、１月の教育委員会会議の前には間に合わなかったことによるものでございます。

最後に「３．施行期日等」でございます。施行日は公布の日とし、適用日は教員の処遇見直しの実施時期と合わせ、令和８年１月１日とするものです。今回は引上げの改正であり、教員にとって不利益な取扱いとならないため、遡及して適用します。

引上げ対象者2名については、2月以降、改正後の調整額を支給し、1月支給額との差額分200円については、2月給与支給日に支払う予定です。

説明は以上となります。御審議の程よろしくお願いたします。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 今回、給特法が改正されたわけですね。それに伴って、教育職給料表(1)のみではなく、教育職給料表(2)も含めて調整額のアップがあったのかということをお尋ねします。

二つ目は、この給料表(1)の4級が引き上げということですが、給料表(2)の4級はどうか、ということを確認させていただければと思います。また、給特法の改正に伴って、1級・2級・3級それぞれに、その改正が反映されているのかということをお尋ねします。

教職員給与課長 まず、今回の給料の調整額の対象ですが、あくまでも、4級校長職のみとなります。処遇見直しは他の級も行ってありますが、今回のベースアップや処遇見直しの状況を踏まえたときに、連合会の判断では、4級の校長職のみ若干の補正をする必要があるということであったため、今回は校長のみとなります。

次に、教育職給料表(2)がどうなっているかでございます。

今回の引き上げの対象は校長のみでございます。

給料の調整額の支給対象となる教員は、管理職については、特別支援学校のみが対象となります。教育職給料表(2)につきましては、小・中学校の教員に適用されますが、小・中学校の管理職につきましては、特別支援学級の担当事務に従事しないため、元々の規則の規定で給料の調整額の設定がございません。従いまして、今回は教育職給料表(1)の4級のみ改正となります。

竹居教育長 それでは、議案第8号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第8号は原案のとおり可決されました。

報告第5号 さいたま市教職員の人事について
＜非公開案件につき内容は省略＞

報告第6号 さいたま市教職員の人事について
＜非公開案件につき内容は省略＞

その他 いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態の調査結果の報告について
＜非公開案件につき内容は省略＞

報告第4号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）
以上の人事について
＜非公開案件につき内容は省略＞

竹居教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。
す。
これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

9 閉 会 午後5時38分